

環境社会配慮ガイドライン
包括的検討ワーキンググループ
⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー

日時 2020年3月13日（金） 14:00～16:31

場所 JICA本部1階 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
木口 由香 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
作本 直行 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
柴田 裕希 東邦大学 理学部 准教授
田辺 有輝 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
錦澤 滋雄 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
村山 武彦 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

《Skypeにて参加》

織田 由紀子 JAWW（日本女性監視機構） 副代表
林 希一郎 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授

《メール審議にて参加》

長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授

JICA

小島 岳晴 審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健 審査部 環境社会配慮審査課 課長
古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
折田 朋美 企画部 参事役
岩本 園子 企画部 業務企画第一課 企画役
工藤 智春 企画部 業務企画第二課

午後2時00分開会

○加藤 それでは、定刻になりましたので、環境社会配慮ガイドライン包括検討ワーキンググループ第5回「人権、ステークホルダー、ジェンダー」の会を始めさせていただきたいと思います。

本日は、ご出席の委員に加えまして、Skypeで織田委員、林委員がご参加をされています。長谷川委員はメールのみでのご参加という形になっております。

また、オブザーバーとして、JICA側も何名か出席をしており、また外部からも日本工営の片島部長がご出席になっています。オブザーバー参加の方がご発言の場合は、挙手をいただいて、主査の了解の下にご発言を頂くようお願いいたします。

それでは、今後の予定を申し上げますと、本日のワーキンググループを経て、来週、目途としては3月18日の水曜日に助言案の配付をさせていただきます、その1週間後の3月25日にワーキンググループとしての助言案をセット、そして、4月10日の全体会で助言案の確定を行う見込みです。少し日程の余裕がありますので、調整に時間を要した場合の自由度はあると思っています。

本日、主査は錦澤委員にお願いをさせていただきますので、司会を主査にお渡しをして議論を進めて参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○錦澤委員 それでは、本日、主査を担当いたします錦澤です。よろしくお願ひいたします。ちょっと不慣れな点があるかもしれませんが、何かお気づきの点がありましたら、その都度ご指摘いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、まず、今日はテーマ、人権、ステークホルダー、ジェンダーということで、事務局のほうからご説明いただくということでよろしいでしょうか。お願ひいたします。

○加藤 では、今回、人権、ステークホルダー、ジェンダーということで、論点が3つございます。進め方としては、まず論点5.1から論点一つずつ説明・議論ということで、まずはご説明をさせていただきますことよろしいでしょうか。

では、論点5.1人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否というところのご説明をさせていただきます。

この論点のポイントとしては、ガイドラインの2.5の部分にも社会環境と人権への配慮という記載がありまして、また、別紙1に社会的弱者の範囲についての記載がありますので、そういった記載の見直しの要否、また、追加する場合、適切な配慮の方法についてを問い立てとしております。

今回の助言委員の皆様からのご意見では、ガイドライン上、配慮項目、配慮対象が例示されておりますが、そこに追加をすべきではないかということで、難民、国内避難民、高齢者、少数民族の追記をすべき、そういったご指摘を回答の1から4、また、14といったところで頂いております。

また、「配慮の範囲」との問い立てについては、例えば15番の織田委員のご意見においても、人権は「配慮」というよりは、「保障」されるものであって、そのうえで「侵害」が起きるような対象について配慮するというを明確にすべきとのご指摘も頂いております、「配慮の範囲」という問い立ては若干語弊がございますけれども、「例示」をどこまでするかという点について、議論を進めていただきたいと思います。

これに対するJICAの考え方としましては、ご意見の14番のところの回答に書いております。JICAでの環境社会配慮の際には、社会的に弱い立場の方々の例示がガイドラインの2.5、および別紙1にもあり、そういった例示も踏まえながら、社会的に弱い立場の方々への配慮を行っている

いうことでありますが、現地の状況に応じて、こういった範囲でそういった配慮をするか、その都度必要性和方法を検討しているところでございます。

例示をすることで、相手国の関係者との間でもスムーズにそういった視点での検討を円滑に進められるという効果は感じておまして、そういった意味で、例示というのはこれに限定するというものではなく、配慮の漏れがないようにする観点で列挙しているという点をご理解をいただきたいと思っております。

また、それ以外のご意見としては、18番、マイノリティの定義、そういったところもご指摘を受けております。

そして、ご意見8から13においては、国連のビジネスと人権に関する指導原則についてのご意見を頂いております。全体として、ビジネスと人権に関する指導原則の動向を踏まえながら、こういった内容にも配慮したガイドラインとすべきというご意見を頂いた一方で、現在日本政府ではこの指導原則に基づいて作成したNAP案、日本の国別行動計画案をパブコメにかけているところでございますけれども、そのNAP案で求める人権の対応の範囲にとどめるべきではない、それを越えた配慮もあるべきではないかというご意見も頂いております。

JICAとしての考え方は、8番回答に書いていますが、日本政府の方針の下に、国別行動計画に従って検討していくというスタンスです。

また、それ以外には、15番、20番、26番におきまして、人権に関するガイドラインでの基本的な考え方のご指摘を頂きました。ガイドラインの色々なところに書いてあるので、それを整理すべきではないかというご指摘を、先ほど、織田委員のご指摘として紹介した内容とあわせて指摘いただきました。

それ以外に、ジェンダーの視点につきまして、22番、25番でご意見を頂いております。

22番でご意見を頂きましたところは、弱者としての女性の配慮という側面がガイドラインでは強いだけけれども、今の伊勢志摩サミットを踏まえた開発協力大綱での記述、もしくはSDGsの記述、そういったものを踏まえると、「女性の活躍」の側面も焦点を当てていくべきではないかのご意見を頂いております。

JICAの考え方としましては、22番の回答に書いておりますが、この女性の活躍推進のための開発戦略と、SDGsのゴール5に基づいて「ジェンダーの主流化」という取り組みを、環境社会配慮ガイドラインの枠組みとは別に、まさに全JICA事業に対して行っているところでございます。従って、環境社会配慮の狙いとしては、環境社会に対する負の側面を回避したり、ミニマイズするというところがございますので、その観点でいきますと、そういった「ジェンダー主流化」の側面は、ガイドラインの範疇というよりは、また別の全体の開発効果の側面で考えるべきポイントと考えております。

また、ジェンダーの文脈の一部として、25番では、女性の配慮の場合にも、女性という枠組みに加えて、障害や難民、または性暴力、そういったファクターの複合的・交差的な視点での配慮も必要であるというご指摘を頂いております。

また、LGBTQIについての配慮も必要ではないかというところもご意見を頂いておりますので、本日の議論でそういったところの議論を深められればと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

今、5.1の人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否ということについて、ご説明を頂きました。

お手元の表の資料の意見については27件、13ページまでにわたってありますけれども、今回のこのワーキングの進め方としては、意見一つ一つに対して確認するということはしてなくて、今、事務局からご説明いただいた点について、それぞれご発言を頂くということになっております。いかがでしょうか。

特に最初のほうで説明ありましたとおり、社会的な弱い立場にある者というものの例示がされるわけですが、その例示が運用上、実質的に協議をするうえで重要になってくるということですので、ここにこういった文言を含めるかということがまず1点あるかと思えますけれども、それについての、こういったものは含めたほうがいいのではないかというご意見ありましたら、お願いいたします。

○石田委員 すみません、ちょっと確認、意見というより確認なんです。21番で、ジェンダーのことはほとんど1では論じられていないということに対するご回答が、本ワーキンググループに含めていますというのは、これは5.2や5.3で出てくるということなんでしょうか、ジェンダーについては。

○加藤 論点5.1の中に含めて、委員の皆様の問題意識がおありの点を、ご指摘を頂きたいと思っております。今のところ、ジェンダーについてのご説明の資料というものは特にはないのですが、現行のガイドラインでの記述と考え方についてさらなる改善の必要性がある点については、この機会にご議論いただきたいと思えます。

○石田委員 わかりました。

○錦澤委員 では、次、お願いします。

○作本委員 すみません、意見をちょっと述べさせてもらいます。

私もちょっと長々したコメントで申しわけなかったんですけども、今、JICAさんがここで使われていて、SDGsの1番頂点にあるような理念、理念というよりも実現したい方向ですね。それとあと、ビジネスと人権ということで、日本の政府が今、こういうふうに関別のNAP行動報告書を作っている。原案でありますけども、それ、ネットで公開しているということになって、それを目指して合わせていきたいという、そういう方向性はとても前向きでありがたいと思えますし、ここに示されている弱者保護のところ、いわゆる例示であると。例示ということで、私は、時代に合ったものを追加する、それは構わないことだと思えます。

ただ、やはり今までJICAさんのガイドラインというのは、日本の国策を遵守するためにやってきたんじゃないんですよね。ガイドライン自体が昔のOECDの時代から、社会に目を向けるということから、日本の国策の中に含まれていないものをJICAさんは国際標準に近づけなきゃということで、実際に問題も起きていたことあって、より良いものを目指してつくってきたというその思いは、私はどうしてもこのガイドラインの改定の中で落としちゃいけないことだと思えます。

そういう意味で、さっきちょっと石田さんがおっしゃられましたけれども、やはり国際条約、人権、そういうようなもの、動きと、動向と、できるだけがわかないような形をJICAさんに目指していただけることを本当に期待しているんですね。

そのときに、やはり国策レベルでは下りてきている。先ほどの原案のNAPだとか、あるいはSDGsの国家対応策のほうはちょっとわかりませんが、ビジネスと人権原則のほうは、国の義務と企業の義務と責任、あと、その救済策、3つを柱にしているものはあります。いわゆる義務の側面から、今まで権利主張だけではなかなか通らないから、これをサポートしようということで、今回のビジネス原則といったああいうものが出てきたと考えられます。

ただ、そういう意味ではいいんですよ。私が、ちょっとオース条約を見本にすべきだ、お手本にすべきだということは、環境への権利の側からヨーロッパの国々が今行っている条約、いわゆる宣言よりはもうちょっと格上なわけで、リーガルバインディングがあるわけですね。そういうようなものを採用するという方向で、このビジネスと人権原則は登場した。いわゆる権利を主張させるよりは義務の側から、国の義務、企業の義務という形でバックアップしようという、そういう考え方でよろしいかと思えますけれども、ただ、今申し上げたように、ビジネスの原則は宣言ですから、これには法的な義務履行はないわけでありまして。目標であれば、それでいいわけでありまして、中身はまず国の、国家の義務を取り上げております。

日本のNAP原案を見てください、NAP原案。主語がほとんど政府であります。政府の主張なんです。政策なんです。国としては、本当はやるべきことはいっぱいあるんだけど、国家の義務として認識されている内容はILOの条約を遵守するぐらいしか書いていないんですよ、日本のNAP原案でね。政策はこれ、日本の政府は、これをやります、あれをやりますって、綺麗ごといっぱい書いてあります。私はそれを否定するつもりはなくて、それはそれで結構なんだけれども、国全体としての義務と責務というのと、いわゆる政府がやるべき責務とは違う内容であるべきかと、僕は直感的に感じるんですね。国全体では、やはり国際条約あるいは日本の国の法律をつくるのは国会でありますから、政府だけじゃありませんね。

やっぱり人権に関する民度を持ち上げるための、そういう法制度、法政策を発展させるという考えに立たないと、本来のビジネス原則あるいはSDGsの考え方に近づけないんじゃないかという、個人的なちょっとマイナス思考ですけども、イメージを持っております。

そういう意味では、国策のほうを守るというのは仕方ない立場でありますけれども、ある意味の、今出ているNAPそのものをちょっと分析していただければ一目瞭然かと思うんですが、国家の義務というのはほとんどありません。書かれていないんです。ILOの条約遵守したものを守ることしか書いてありません。政府がこれをやるべきだということはいっぱい書いてある。

先ほどのビジネス原則の本来の内容では、政府がどうするかなんていうことは、はっきり言って二の次。国家として何をやるのかということをお求められているわけでありまして、そういうようなことで考えると、やっぱり政策レベルとのギャップがあるということをお頭に置きながら、場合によっては国際的な標準、国際基準、こういうようなものを、さっきちょっと石田さんが言われたようなものをまずお頭に置きながら、このJICAガイドラインを上手く設定していただけることを期待したいと思います。コメントです。

○石田委員 いいですか、すみません、また。

作本さんの言われたことと少し関連するんですが、20番で私が言いたかったこと、1番最後の段階のところで、例えば世銀のペーパーを見ても、人権とかinclusion、social developments inclusionを先に出しておいて、そのうえでvision for sustainable developmentを書いてからESFに入っている

んです。だから、段階を追っていると。つまり、人権を十分に踏まえたinclusion、包摂的になってことを十分に踏まえたことを、やっぱりどこかで触れていただきたいと思うんですよ。そこがやっぱりどうしてもスタート地点じゃないかなというふうには思う。ただ、その議論をすると、1番最初のワーキンググループに戻ってしまうのであれですけども、そういう意図でした、私の発言は。

○折田 大変ご示唆に富んだご意見、委員の先生方から頂きまして、どうもありがとうございます。

まさに石田委員がおっしゃったとおり、1回目に少し戻ってしまうようなところもあって、国際社会としてどういう考え方をするかということと、それから、日本政府の考え方、それからODAの在り方というような、この3つの関係についても深く考えさせられるところで、本当にご意見参考にしながら、次の諮問委員会でも深く考察していければいいのかなと考えているところではございます。

そうですね、NAPにつきましては、作本委員おっしゃいましたとおり、NAP自体、日本政府がつくっているものに対して、私どもが、今ちょっとパブリックコメントが終わったところですかね。そうですね、ちょうど。まだやっているところですね。

○加藤 ご理解のとおりです。来週頭×切かと思えます。

○折田 はい。今週頭まで行われているところでもありますし、政府が作成しているものではございますけれども、そちらにアラインしていくのはもちろんではございますけれども、そちらの動向もやはり踏まえながら、ちょっと先生方のご意見もよく考えながら進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○錦澤委員 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員から関連する意見、あるいはそのほかの論点でも、ご意見ありましたらお願いいたします。

○加藤 ガイドラインの規定との関係という視点ですと、もう皆様ご覧いただいているとおりの2.5の社会環境と人権への配慮の2.のところで、JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重すると書いておりますので、広くこういったものを尊重しながら事業を推進していくという柱は、理念というか、考え方として既に書いてあるというところではございます。従いまして、ここからさらに発展して、何らかほかの点でも、先ほどの理念の議論のように、新たに言及する点などをご助言を頂ければと思えます。

○村山委員 よろしいですか。例示をすることの良し悪しはある気はして、例示をすることで、それだけに限定されるっていう感じもあるんですけども、逆に、例示しとかなないと配慮されないという感じもするので、そこは少し難しいところだと思います。ただ、コメントにも出したように、今のガイドラインにはいろいろなところに人権に関することが出てきて、例示も結構統一されていない気がするんです。なので、そこは1度整理したほうがいいのかというふうには思っています。

それから、確かに前文というか、基本的な方針として書いてあるところはあって、その辺りであまり限定的にすると、これから仮に10年使うガイドラインというふうにと考えると、その中でまたいろいろな新しい考え方も出てくるかもしれないので、そういうことを排除するような書き方はいけないような気がするんですが、逆に、実際プロジェクトで使われている部分だと思うのは、別紙だ

ったり、チェックリストだったり、そういうところできちんと書いていないところもあつたりするので、何かその辺りの仕分けがもう少しできるとよいと思います。

○錦澤委員 ありがとうございます。

じゃ、柴田委員。

○柴田委員 今の例示の仕分け全体を通して整理していくのに関連して、ちょっとコメントの16で質問させていただいて、2.3は評価の対象で、2.5は環境社会配慮上留意すべき事項が並んでいるというふうなことで、そういうふうに整理がされているんだと思うんですけども、近い言葉が微妙に違う表現で並ぶので、なかなか、パッと読んだときにわかりづらいかな。

あと、ガイドラインを考えると、多分FAQも一緒に見直していくってことになるんですかね。何かFAQのほうにはもうちょっとまた幅広く細かい例示が並んでいるということで、基本的に例示なので、必要に応じて配慮しましょうということなので、広めに取ったほうがいいのかなどは思うんですけども、やっぱりFAQまで含めて、何か使う側が使いやすいようなところで、ちょっと統一が図られていくといいかなというふうに思います。

○錦澤委員 ありがとうございます。

○古賀 すみません、今日、Skypeで林委員と織田委員2名の委員の方つないでいるんですけども、ちょっとこちらの議論が全く聞こえませんかということで今来ておまして、先ほど事務局の説明はかろうじて聞こえたんですがということだったので、申しわけありません、もう少しできれば大きな声で話してみて、それでちょっと。それでも聞こえない場合はちょっとまた考えます。

○錦澤委員 林委員と織田委員、Skypeでつながっているということですけども、ちょっとこれまでの議論、あまり聞き取りづらかったかもしれないんですが、今の時点で、論点5.1の点について、ご意見ありますでしょうか。

○織田委員 確認ありがとうございます。林委員、先にすみません。

すみません、何が話題になっていたか、全く聞き取れなかったのですが、ちょっと後でまた、少し聞こえるようになったので、その時点で入ってもいいですか。

○錦澤委員 はい。

○織田委員 多分その、今まで回答に書いていただいたことは大体フォローしているんですね。何の話が行われたか、全くわかってないので、後でまた入らせていただきます。多分一旦切ったほうがいいのか。

○錦澤委員 いや、このままちょっと。そうしましたら、引き続き聞いておいていただければと思います。

○織田委員 はい。

○錦澤委員 林委員はいかがでしょうか。

○林委員 もしもし、聞こえますか。

○錦澤委員 はい、聞こえています。

○林委員 今、座長は誰ですか。

○錦澤委員 錦澤が担当しています。

○林委員 錦澤さんなのね。

○錦澤委員 はい。

○林委員 何となくそんな気がしたんだけど。

ちょっと聞き取れない部分も結構あったんですけども、今はよく聞こえます。少なくとも主査の声は。

ちょっと私のほうからのコメント的なものとする、14番、説明、加藤さんかなんかの説明で、少しJICAの回答があったと思うんですが、おっしゃられるとおりに、例示に入れといたほうが相手国と交渉するときにはいいのかなという気はするので、必要なものは例示に追加できるものはしたほうがいいのではないかなというのが14番のコメントに対して、JICAのご回答どおりかなと思います。ちょっとそこは気になったので。

その他の議論は、少しまた議論をフォローしてから、追加があれば話をするようにします。

以上です。

○錦澤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、そのほかの方。

じゃ、作本委員、お願いいたします。

○作本委員 すみません、何度も。作本です。

ガイドラインの本文の検討だけじゃなくて、いわゆる別紙1、それとチェック項目。特にこれ、事業者の側に、こういう関係項目ありますかということで、配慮の内容を示したものでありますけれども、別紙の1から4と、あとチェック項目。先ほどFAQはありましたけれども、関わる部分について、できれば人権、ジェンダーとか、個別に顔出すやり方もあるでしょうし、人権として表に出すやり方あるかと思いますが、その記入の、書き方の方法についてもぜひJICAさんにはご検討いただければありがたいと思います。具体的に人権を意識しているなということが項目を見てわかるというようなことにしていただきたいと思います。

○錦澤委員 ありがとうございます。別紙1とFAQも含めて……

○作本委員 FAQも含めてね。

○錦澤委員 検討するということですね。

そのほかはいかがでしょうか。

○石田委員 質問ですけども、そうすると、例えば社会的弱者については、今後、JICAの諮問委員会のほうで検討して、それで入ってくるというような理解なんでしょうか。それとも、JICAのほうで、今幾つか、いろんな委員の方々から、こういうのは抜けているんでないでしょうか、こういうのは入れてほしいというご要望が出ているようですけども、その点についてはどう思われているか、ちょっと教えていただけるとありがたいなと思いました。

○加藤 本日の助言において、具体的な例示として追加すべしというご提案があれば、ぜひ入れていただくのがよろしいかなと思っております。難民、国内避難民、高齢者、そういったご指摘があったかと思えます。

それ以外のポイントでも、もしおありになれば、助言案確定のプロセスにおいて、本日の議論に加え、メールでのやり取りの機会を通じて、お考えいただければと思います。

あわせて、柴田委員に言及いただきましたけれども、18番のJICA回答のところに記載しましたとおり、FAQでの書きぶり、FAQではより広く、どういった方々を社会的弱者として検討する要素として列挙書いているかという点について、JICAの回答として書いております。これはかなり幅広い

内容になっておりまして、ガイドラインでここまで細かく規定するかというところは議論があるところと思っておりまして、主要なところをガイドラインには記載しつつ、その問題を考えるときに考慮すべき方々についてFAQでさらに落とし込むというようなバランスが必要ではないかと思っています。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

○織田委員 織田ですけれども、いいですか。

○錦澤委員 はい、お願いいたします。

○織田委員 少数者をもし例示するのであれば、今まで入っていなかった、例えば性的マイノリティなんかも入れたほうがいいっていうふうに書いて、そしたら、検討しますというご回答を頂いていると思うんですけれども、こういうのは最終的には残るんでしょうか。もう1回入れてくださってここで念押ししないと消えちゃうんでしょうか。

○加藤 今回助言に入れていただくのが良いかと思えます。

○錦澤委員 助言に、それも含めて助言をすることによってよろしいでしょうか。

○織田委員 はい、お願いします。

○石田委員 すみません、進め方で、ちょっと聞いていいですか。

○錦澤委員 はい。

○石田委員 前回、私が主査やらしていただいたときは、一つの、例えば5.1のセッションが終わると小島課長のほうから、じゃあ、今の内容で、JICAとしてはこういう助言案を作りたいと思っているところですよという素案の紹介があったんですね。今日もその形で進められるんでしょうか。

○加藤 はい。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○加藤 私どもからでも結構ですし、錦澤主査にまとめていただく形でも結構です。

○錦澤委員 ぜひ前回と同じとおりで、小島課長にお願いできましたら。

そのほか、いかがでしょう。

例えばジェンダーに関しての話ですとか、よろしいでしょうか。

まだご発言されていない木口委員と山岡委員、もし何かありましたら。

○山岡委員 いや、私、ちょっとステークホルダーのところで意見申し上げたいと思いますんで、今回はありません。

○錦澤委員 あと、ごめんなさい、田辺委員。

○田辺委員 大丈夫です。

○錦澤委員 よろしいですか。

それでは、おおよそ意見が出ましたので、小島課長にまとめていただいてよろしいでしょうか。

○小島 では、皆さんから受け取ったメッセージとしましては、人権配慮といった際に、何を意味するかっていうのを例示するのが望ましいというところで、メッセージとして受けとめました。

ただ、どこまでを本文に書いて、どこまでをFAQなどに書くかというところは、整理が必要というところですよ。

さらに言うと、お一方おっしゃりましたが、人権配慮と読める部分がガイドラインのいろんな部分に書かれてあるので、その整理もすることが望ましいというふうに受け取りました。

最後、織田委員から指摘あったジェンダーについても、あるいは、ジェンダー含めたいろんな点について、きちんと書くようにという指摘も最後頂いたという認識でございます。

○錦澤委員 ありがとうございます。

○加藤 最後の点、ジェンダーを含めてきちんと書くようにというところは、既に質問とコメント等で頂いている難民、国内避難民、高齢者、少数民族と認識しており、この少数民族は、マイノリティもしくは先住民族で、もしくは既にガイドラインでも言及をされているので、書かなくても良いかもしれませんが、難民、国内避難民、高齢者、LGBTQI、そういったところが具体的に挙げられたと認識をしておりますので、それを助言案の作成の際に言及したいと思えます。

○林委員 すみません、林ですけども、いいですか。

発言されるときに、発言者、名前を言っていただけると。誰がしゃべっているかよくわからないので、発言する前に、ちょっと誰ですって、錦澤ですとか何とか言ってほしいんですけども、いいでしょうか。

○錦澤委員 はい、承知しました。

○林委員 お願いします。

○錦澤委員 そうしましたら、じゃ、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 柴田です。

すみません、ちょっと助言の、まとめていただいた後に恐縮なんですけれども、全体拝見していて一つ気になったのが、木口委員からナンバー23で挙げていただいたサプライチェーンの話なんですけれども、これまでのこの委員会、ちょっと振り返ってみると、事業に応じてサプライチェーンまで言及するような助言があったりもしたかと思えますし、一方で、直接協力事業のスコープの範囲ではないということで、何か助言の中に、意見は出ていたんですけども、盛り込めなかったというようなのもあったりして、そういうのを考えたときに、策定中の行動計画に従って検討しますっていうようなくくりが、場合によっては今までできていたこともできなくなってしまうような、何か限定がかかる可能性もあるのかなと。むしろ今まで何かかなり積極的に、事業のスコープを多少超えるところでも、確かに心配されるのがあるので考慮しましょうっていうことで助言をしたりしたっていうのも、ちょっと具体的に定かに何の事例かって、今パツとは言えないんですけども、何かそういったような議論も過去にあったかと思まして。

そういったところで、日本の行動計画に従って、従ってというか、参考にしてガイドライン改定していただくということは、それはそれでいいと思うんですけども、従来もそういった形で、比較的臨機応変に議論してきたところが、今後も続けて議論できるような形にちょっと配慮していただけるといいかなというふうに思います。

○錦澤委員 じゃ、お願いいたします。

○小島 審査部の小島です。

今頂きましたサプライチェーンの話なんですけど、実は、次回のワーキンググループの中で、労働管理の中にそれについての記載があります。世銀のESSの書きぶりが、柴田委員のご懸念に答えているものでは必ずしもないかもしれませんが、それを紹介しながら、また次回議論させていただ

ればと思います。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

じゃ、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺です。

労働に加えて、世銀のESSにはサプライチェーンを配慮するみたいな項目があったように記憶しています。なので、サプライチェーンの環境社会配慮については恐らく世銀ESSである程度カバーされていて、その中で、特に人権のデューディリジェンスについてはNAPに基づいて検討するという理解でよろしいでしょうか。

○小島 小島です。

そうですね、今回の議論を先取りしちゃうような形になっちゃうんですけども、今回は主に労働で、ワーカーの方々の権利が守られているかどうかというところが中心になると思います。

そういうふうに言うと、柴田委員がおっしゃった、そしたら調達されるものの原料が果たして正しく、木材であれば伐採されたものかどうかということまでは、次回、労働の範疇にはあまり含まれていないところございます。なので、それをどこで議論するかっていうのは、ちょっと難しいところですよ。

○錦澤委員 じゃ、石田委員。

○石田委員 石田です。

助言が出始めたところで申しわけないんですけども、例えば織田委員が出された24番の最後から二つ目の段落を見ていて思い出したことが一つあってですね、例えば村の女性が、女性であるがゆえに弱者というだけじゃなくて、南アジア、バングラデシュ辺りだと糖尿病だとか、いわゆる伝染性疾患じゃないやつ、NCDsです。JICAさんもやられているNCDsに対するもので、現場で見させていただくと、例えば女性で糖尿病にかかると、そもそも女性で職もないし収入もない、それから、中央の保健省、多分いろんな政策からも情報的に切り離されているわけです。

だからますます困窮していくわけなので、織田委員が出されている、要するに複合的・交差的要因の、女性であるそのカテゴリだけじゃなくて、複合的な現象も見ていくってことはこれからますます重要じゃないかと思うので、そこはガイドラインには書けなくとも、やっぱり何らかの形で調査なりガイドラインに関わる人たちに共有できるように、コンサルタントも含めて共有できるようにさせていただくと、調査の質も上がるかなと、そういう感じは受けています。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

じゃ、木口委員、お願いします。

○木口委員 木口です。

追加で、今回特段挙がっていないくて、織田委員が挙げていらっしゃるんですが、子どもの権利ですね。こちら、議論する場がなくて、ちょっと残念かなと思っているんですが。

今、NGOでも、特に欧米の財団から支援を受ける場合は子どもに対する特別な配慮というのがすごく求められていまして、自分たちの団体内に子どもに対するガイドラインというのを活動上やらなければいけないとかいろいろありまして。

というのは、ご存じだと思うんですけども、災害時にボランティアに入った方たちの中に、子どもたちに性的虐待加えるような人が入ってしまったみたいな事件がかなり大きく欧米で話題になっていますので、今後、JICAのプロジェクトでもそういった点を配慮することは必要なのではないかなと思っています。

○錦澤委員 ありがとうございます。

それでは、次の論点のほうに移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、5.2のほうの説明を事務局からお願いいたします。

○加藤 論点5.2の「ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否」のところをご説明をさせていただきます。

こちらは、問い立てとしましては、「ステークホルダーエンゲージメントにおける重要な配慮項目」というような形にいたしました。世界銀行の新しいESFでは、ステークホルダーエンゲージメントプラン、SEPというものが新たに規定をされています。そういったものをJICAとしても、世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離がないとする場合に、どのように取り扱うべきかということをご議論いただきたいと思いますと思っています。

これにつきましては、皆様のご意見が、回答28番から54番までで挙げられているところでございます。

世界銀行が導入しているステークホルダーエンゲージメントプラン、SEPについて、その有効性を評価するご意見が28番、29番、33番から38番、41番に挙げられています。

JICAとしましては、33番の回答に書いておりますけれども、ステークホルダーエンゲージメントプラン、SEPで述べられている内容と質の面で大きな乖離がないように、そこでやるべきと盛り込まれている重要な配慮項目をJICAとしても取り入れて、ガイドラインで整理するというの是一家かなと考えております。

他方で、ステークホルダーエンゲージメントプランの実物も見っておりますが、かなり大部の内容になっておりまして、これを独立の計画文書としてRAPとかEIAと同じように必ずつくるとして一律に導入するというの、EIAやRAPでも書いてあるところの重複もありますし、そこまでの一律導入はしなくてもよろしいのではないかと考えており、慎重に検討して参りたいと考えております。

そして、それ以外の大きなコメントとしましては、「意味ある参加の確保」というところを48番、51番、54番でご指摘頂いております。JICAのFAQにおきましても、51番の回答で書いておられますとおり、「意味ある参加」というものはどういうものかという点につき、双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映することを意味します。既に現行ガイドラインでもそこに留意しながら運用しているというところでございますけれども、ここをガイドライン本文のところで更にどのように言及するかというところは、皆様のご意見を頂ければと思います。

そして、苦情処理についてもご意見を頂きました。39番、49番、53番、56番で、今のガイドライン上は、苦情に関する処理メカニズムということで、詳しい定義等は書いておらず、「苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない」という点が、「非自発的住民移転」項目の一部として記載されているところでございます。このところをもう少し拡充すべきではないかとご意見を頂いておりますので、本日の議論でもそういったところをご議論いただければと思います。

事務局からは以上です。

○錦澤委員 どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの説明に対するご意見をお願いいたします。

じゃ、山岡委員、お願いいたします。

○山岡委員 山岡です。

32番に書いたんですけれども、まず、計画段階でステークホルダー分析をして、ステークホルダーを決めて、それからESS10のほうではコミュニケーションレベルを決めておくというような記載はあるんですが、先ほどいろんなステークホルダーが出てきましたけれども、実際のプロジェクトでは、具体的に誰がステークホルダーであるのかってことを決めるというのがまず分析で重要だと思えます。特に弱者の方はどうやって情報を得るのか、どうコミュニケーションを取るのかというところが、やっぱり難しいですし、ステークホルダーの種類によって、そのコミュニケーションの方法というのが相当変わってくるのではないかなというふうに思うわけですね。

そういうことを、ガイドラインですから、回答には、取るべきコミュニケーション方法をあらかじめガイドラインに定めておくことは難しいというふうなコメントですけれども、私の意図としては、ガイドラインで定めておくということではなくて、ステークホルダー分析をして、ステークホルダーを特定して、ステークホルダーごとにある程度コミュニケーションの方法を定めるというような、そのぐらいはガイドラインに書いてもいいのではないかなという、そういう意見です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

○山岡委員 すみません、もう1回、山岡です。

先ほど、苦情処理についてもご説明があったので、これは論点の5.2と5.3、結局、かなり共通する部分があるんで、あわせてここで苦情処理についても言ってもよろしいでしょうか。

○錦澤委員 はい、お願いいたします。

○山岡委員 苦情処理については、私も後ろのほうのコメントで書いたんですが、苦情処理については、既にガイドラインである程度記載されているというのがJICAのご意見だと思いますけれども、この記載の仕方が、何ページだったか、数か所、苦情処理のメカニズムについて書かれているところがあると思うんですが。

○加藤 20ページの非自発的住民移転の3でございます。

○山岡委員 そうですね。ここに書かれているのは、非自発的住民移転及び生活手段の喪失に係る人々やコミュニティからの苦情に対して処理メカニズムが整備されるようにというふうに読めるんですけれども、この文脈で読むと、この二つの対象の人に対してコミュニティの苦情処理メカニズムを整備するということだと思うんですが、ESSのほうは、いわゆる社会環境あるいは自然環境の影響を受ける人全体に対しての苦情処理メカニズムについて言っているわけで、もうちょっとJICAガイドラインでも苦情処理を出せる人の対象を広げてもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○錦澤委員 確かに、この書き方ですと、非自発的住民移転というカテゴリの中に苦情処理の話が入っていますので、実質的には、ただ運用上は、そういう特に非自発的住民移転に限らず、こうい

う苦情処理を受け付けているっていうふうな理解を私はしていましたけれども、その点はどうなんでしょうか。

○加藤 現行のガイドライン上、まさに非自発的住民移転で問題が起こることが多いので、そこでの苦情処理メカニズムの設置をJICAとしては重視して、それを確認しているという整理になります。従いまして、一律で自然環境も含めて苦情処理メカニズムを持っているかということ、相手国のEIAのフレームワークでステークホルダー協議をやり、また、苦情処理メカニズムが設けられている国もあると思いますけれども、JICAガイドラインとしてはどうかと問われれば、必ずしも苦情処理メカニズムが自然環境についても用意されているかを一律で確認していたわけではないと思います。

今、山岡委員のご指摘のあったところは、考慮の必要があるポイントとっております。

○錦澤委員 わかりました。ありがとうございます。

じゃ、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 柴田です。

ちょっと今の点で、私も混乱をしているんですが、非自発的住民移転に関する苦情処理というのは非常に問題が発生しやすいですし、発生した場合に、すぐに対応しないといけないということで、フロントラインにそういったメカニズムがあるの、大事なんですけども、一方で、ガイドラインの遵守全体に対しては異議申立手続というのはあるわけですね。

今の話の非自発的住民移転以外の環境社会配慮全体に関わるそういった苦情処理に関連すると、異議申立手続が多分該当してくるのかなというふうに思うんですが、そこはそういった理解でよろしいでしょうか。

○加藤 そうですね。

現地のメカニズムではなく、JICAとして苦情を受け付けるメカニズムとしては、ご指摘のとおり、異議申立手続が環境ガイドラインの遵守の全ての領域にわたって用意されているというところはご指摘のとおりだと思います。

また、補足ですが、先ほど、ちょっと抜けてしまいましたけれども、明示的に苦情処理メカニズムとは言っていないのですが、「社会的合意」という点がガイドラインの19ページでも言及されています。これは住民移転に限らず、自然環境・社会環境全ての、プロジェクト全体に亘っての住民の社会的合意が得られているかということを確認することを求めていますので、この社会的合意が得られていないということであれば、JICAとしては、どういう対応策があり得るかということを確認することになります。従って、ある意味、その確認プロセスにおいて、これまで挙げられている苦情が処理されていくメカニズムは、苦情処理メカニズムとは明示的に言われていないですけども、常に担保されていると考えて良いと思います。

○錦澤委員 じゃ、作本委員。

○作本委員 作本ですけども、36番にちょっと書かせていただいたんですが、ESSの10では、今の苦情処理について、最終的には訴訟手続まで制度化するように、保証するようになってことまで言及されているので、そこについては、JICAさんは、私は馴染まないんじゃないかと。

前に、法整備支援というのは、相手国の要請に基づいて、頼まれたことについて支援するという考え方ですから、司法という国家の大事なところについてそういう手続を要請するという、なかなか難しいというふうに私は感じますので、やはり、先ほど異議申立制度、あるいは個々の事業に関

わるところの苦情処理手続、こういうものを整備することで当面は補うべきでないかなという気がいたします。

以上です。

○錦澤委員 じゃ、村山委員、お願いします。

○村山委員 村山です。

苦情というのをどう捉えるかということがあると思うんですけれども、私の感覚では、苦情っていろんなグレードがあって、確かに柴田委員おっしゃるように、異議申立てに行くような、ある意味非常にフォーマルな形での苦情というのあれば、そこまでいかないけれども、細々としたところで意見を出して、それが処理されるという手続もあっていいような気がしていて、全体会合のモニタリング報告の中でも、地元住民からの意見によって対応したというような話もあり、あれは決して異議申立てではないけれども、そういう意見が出て対応しているという例があると思うんですね。ですから、実際のプロジェクトでは、既にJICAも対応はしていると思うんですが、ガイドラインにはそこは明記されていないというのは、山岡委員ご指摘のとおりですし、私も53番でコメント出したところです。

ですから、実質今もやっている例はあるんだけれども、だからといって全部がやっているかという、そうでもない。なので、ガイドラインに書くかどうかという議論は成立し得て、私は書いたほうがいいかなと思っています。

○錦澤委員 ありがとうございます。

○山岡委員 山岡です。

異議申立てについては、ガイドラインですと10ページに1か所書かれているんですが、ここの記載を見ると、ガイドラインの不遵守に関するということで、多分、ガイドラインを守っていないということに対しての異議ということなので、苦情ですと、先ほど村山委員おっしゃったように、非常に細かいものから、ガイドラインは守っているけれども、何か生活とかに問題があるというのが苦情になってくると思うので、多分それはそれで、やはり苦情メカニズムは対応するというふうに区分をしたほうがいいと思います。

○錦澤委員 どうもありがとうございます。

○柴田委員 柴田です。

すみません、先ほどちょっと異議申立手続のことを言ってしまったんですが、確かに、このガイドラインができるときも、異議申立手続はあくまでも助言委員会が細かくプロジェクトを見て、JICAさんにいろいろ対応していただいて、それでも何か問題になってしまったときの最終的なとりでというような位置づけで多分議論されていたと思うんですね。

一方で、今議論になっているのはそういったものではなくて、もう日々オペレーションの中で起きるいろんな不具合に対して、どれだけ迅速に、あるいは誠実に対応できるかということだと思えますので、私も、異議申立手続とは別に、苦情処理のメカニズムというのは、やっぱり前線にスピーディーに対応できるものがあってほうがより良いだろうな。それをガイドラインの中に位置づけるということについても賛成です。

以上です。

○錦澤委員 どうもありがとうございます。

織田委員、林委員、何かありますでしょうか。

○織田委員 織田です。いいですか。

ステークホルダーの、まず、意味のある参加についてなんですけれども、やっぱりどういう人が参加するかというの、非常に重要だと思ひまして、ここの48番になると思うんですけれども、そこに書いたんですけれども、やっぱり女性もそうですし、それから脆弱な人たちの参加ということを確認にうたっていたらいいというふうに思っております。そのところについては、回答のところは、乖離ないようにしますということなので、していただけるんだと思うんですけれども、もう1度繰り返しておきます。

それからもう一つ、苦情処理メカニズム、これについても48番のところを書いたんですけれども、やはり同じように、構成員の公平というんですか、構成員の中にジェンダー視点を入れるということは非常に大事だというふうに思っております。これはJICAのジェンダー視点の主流化という大きな方針の中で見て必要なことなので、必ずしも脆弱層だから女性をとという意味ではないんですけれども、そういう構成員のジェンダー的なバランスというのは非常に重要だというふうに思っておりますので、その2点を強調いたします。

それからもう1点、現地ステークホルダーと、それから、いわゆるその他のステークホルダーっていうんでしょうか、その辺の違いがあつて、先ほどどなたかもちょっとおっしゃっていたみたいなんです、発言の仕方とか、いろんな立場が時には分けられるかもしれませんので、必ずしも現地というふうに限定しないで、区別して、ちゃんと整理していただいたらいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 とりあえず今はいいです。

○錦澤委員 じゃ、石田委員、お願いします。

○石田委員 今、織田委員が言っていた意味ある参加に関連して思うことは少しあつて、ちょっとまとめて話しますと、意味ある参加というのは、そもそも参加すべき人が参加しているかというのが第1点で、第2点目は、そういう人たちが参加をして、きちんと参加ができている状態で参加しているかということですね。

最初は誰が参加すべきかって問題であつて、それはだからステークホルダー・アイデンティフィケーション。

二つ目が、参加をしたんだけれども発言できているか。誰か偉い人に押さえつけられていないかって、要するに、本当にパティシペーションが実際に実現しているかってところだと思うんです。その実現しているかも、いわゆる情報が最初に開示される最初の段階から、ワークショップなりミーティングが終わった後の結果のアクセスに対して、また意見を言うところ、要するに、結果に対してまでアクセスがきちんとできるということのように思うんです。

だから、その2点がとっても大切な気がするんですね。

それで、参考になるのは、例えば私、43番でも書いたんですけれども、ESPのテンプレートがありますでしょう、今回、世銀が出してきた。その4.3にProposed strategy for consultationというの

があるんです。ここにドットで5つほど書いてあるんですけども、これ、とっても参考になるんじゃないかと思えます。もちろん今までJICAも、調査団によっては調査の中で、やはり参加型をよくわかっている人が入っている場合は、これをきちんとやっているんですけども、必ずしもそうじゃない場合も見てきましたので。

例えばこういうものをガイドラインなりに載せてあげるなり、別紙でも構わないんですけども入れてあげて、単に参加すべき人が参加しているだけじゃなくて、このような手法とかメソッドを使いながら参加を実質的に確保していくというところもとっても大切だと思いますし、むしろそれがないと、ステークホルダーミーティングやってもほとんど意味がないわけですから、そこは充実させてあげればいかがかなと思うんですね。

最近、事前質問で検討させていただいた中では、ミャンマーの例でしたけれども、当事者がそこに行って発言するだけじゃなくて、当事者に紙を配って、やっぱりちゃんと書かせると。ファシリテーターがいて、書けない人はで助けると。そうするとやっぱり、あの国、なかなか人前で発言しないことが多いというか、あんまり好んで手を挙げて発言するような人たちじゃないので、紙に書いてもらおうと、一桁オーダーが違うんです、出てくるものが。発言が例えば18ぐらいだと、紙に書くとも200枚とか出てくるわけです。

ただ、そういう工夫を今後実質的にステークホルダーミーティングなり調査で取っていけるかというところですよ。もちろん今までJICAもやられているように、ステークホルダーミーティングに来られない人たちに対しては、フォーカスグループやるなり、インタビューするなり、出かけていくって方法もあるし、そういう多岐にわたる方法をきちんと調査する側がわかっているならば、恐らくステークホルダーエンゲージメントの充実が図れるというふうには思っていますので、その辺りも少し手法についても考慮というか、どこまで知らしめるかってところも含めて考慮していただけるといいのかなと今は思っています。

以上です。すみません、長くなりましたけれども。

○錦澤委員 どうもありがとうございます。

ですので、ちょっと私も感じるんですけども、冒頭に山岡委員が言われたステークホルダー分析なりしてステークホルダーを同定して、そのステークホルダーに応じてこういう手法がっていうのを具体的に一つ一つ書くということは、ガイドラインにはちょっと馴染まないと思えますけれども、別紙なりで、特に先ほど来意見が出ていました、例えば弱者に対して参加の機会が設けられたとしても発言しにくいとか、そういった状況もありますので、そういったものに対して配慮できるよう、今、石田委員言われたような、紙を使うですとか、あるいはフォーカスグループインタビューのような手法を使うとか、そういった点については、少し別紙なりFAQなりで書けるような形ですということがいかがというふうには思っております。

そのほか、5.2について、何かありますでしょうか。

そうしましたら、木口委員が先で、次、柴田委員、お願いします。

○木口委員 木口です。

46番でご回答いただいたんですが、確かにJICAさんがやる協力準備調査の案件では丁寧にやられていることが多いのかなと思うんですが、相手国が既にEIA等を行っている場合というのは、どうも後から見るといろいろ問題があるのではないかというので、コメント、助言も増えたりするケー

スというのは非常に多いように感じているんですけども、それに対しては何かもう少し、具体的に取り組めるような何かが必要なのではないかなと思っています。

すみません、具体案は今ちょっとすぐ出てこないんですが、非常に気になるところです。コメントまで。

○錦澤委員 ありがとうございます。

じゃ、お願いします。

○加藤 事務局、加藤です。

今のご指摘のケースは、JICAの協力事業でも、全てにおいて協力準備調査を実施できているものではなくて、先にEIAなりRAPなり、そこでのステークホルダー協議が相手国によって行われた後に、JICAに報告書、説明資料が送られてくるというのが実態でございます。

そうした中で、今、現行ガイドラインの下でどのように対応しているかということをおし上げますと、対象国によっては、JICAの内部の審査の一環として、追加で情報収集の調査をするなどして、追加の情報を集めたり、その中で追加のステークホルダー協議を実施してもらうというような対応を取っているというのが今のところの対応でございます。

ここは、今後も課題になってくるころかなと思いますけれども、そういったJICA側としての対応が取れる場合もあれば、取れない場合には、相手国の実施機関側に、こういう要件が満たされなければ環境レビューが終わらないというような形で、相手の追加的対応を促していく方法あたりが現実的な対応と考えております。

○錦澤委員 今の関連してですか。じゃ、お願いします。

○石田委員 石田です。

今、木口委員がおっしゃっていただいたことで、とても重要だと思うのは、最近のガイドラインの包括だったか、個別案件での協議だったか、やはり最終的に能力を相手側に移転していくと。つまり、EIAにしても事前準備調査にしても、相手ができるのであればそれにこしたことはないし、むしろ開発の目標としてはそっちに向かうべきだという議論が少し出ているので、しかも、このガイドラインが今後10年間使われていくことになれば、その方向で少しずつ少しずつ動いていくんじゃないかと思います。

評価学会のほうでも、評価に関してはもう10年ぐらい前から相手国の能力を強化するにはどういうことだということでアジア評価学会が立ち上げられたし、いろんな意味で、みんな動いているわけですね。

ですので、今、木口委員がおっしゃられた、日本側だけが完璧になっても仕方がない。日本側が完璧になることは意味あることなんです。それを徐々に相手側もできるように。非常に進んでいる、例えばタイとかマレーシアであればもっといろいろできるでしょうし、でも、そうじゃなくて、もっと最貧国であればまだまだ課題はあるけれども、それでも少しずつ相手ができるように、やっぱり調査する能力も伸ばしていったらいいというところもガイドラインの中で、何かもし組めるようであれば意図を組み込んでいただけないかなと思うところですね。

以上です。

○織田委員 ちょっとよろしいですか、織田ですが。

○錦澤委員 はい、お願いします。

○織田委員 今回の議論に、おかげさまで、よく聞こえているのでありがたいんですが、一つ、私が48番でもちょっと書いたんですが、既にJICAではFAQとしてステークホルダーの意味のある参加ということを挙げているというのが、どこかほかのところであったと思うんですけども、それにもかかわらず、この前のレビュー調査の結果を見ますと、何か何百人も参加しているようなのがあったりして、書かれているにもかかわらず、実際のところは十分なことができていなかったんじゃないかなというふうな懸念を持たせる結果があったと思うんです。全部ではないんですけども。

それで、そういうことが起こらないようにするにはどうしたらいいかというメカニズムというか、枠組みをつくったほうがいいんじゃないかと思うので、これは多分次の議論にも関係すると思うんですけども、少なくともどういう人が参加したか、そのときに、ジェンダー別でもいいし、また何かマイノリティ別とか、いろんなほかの要因も入れて、きちんと把握するというのを依頼することによって、そういうことがお互いに納得できる関係、お互いにというのは相手国と日本のJICAとということですが、納得できるようなデータを得られるんじゃないかというふうに思うので、もちろん支援するのも大事だし、相手の国が力をつけられることも大事なんですけど、同時に、せざるを得ないメカニズムっていうんですか、それをつくるということも大事じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

それでは、柴田委員。

○柴田委員 柴田です。

ステークホルダーエンゲージメントプランのSEPIについてなんですけれども、従来の環境社会配慮の中でもEIAやRAPなどでかなり重複する部分が扱われていて、そういうことから、独立したドキュメントではなくてというような方法も検討するというふうな方向で今ご回答いただいでいて、確かに、そのほうが効率的であれば、それはそういう方法もあるかなというふうに思うんですけども、一方で、ステークホルダーエンゲージメントプランというのは、実際に住民参加をやっていく前に、ちゃんと事業のスコープを踏まえて、どこまで影響がリーチする可能性があるのか、その中に入る個々のステークホルダーあるいはコミュニティに対して、どういうふうにコミュニケーションをアプローチするのが適切かというのをちゃんと分析してから、そういったアプローチに入っていきますというふうなものだと思うんですね。

そういった意味で、プランがつくられるタイミングというのも非常に重要なことというふうに思っています。ほかのドキュメントと一緒にってしまったがために、いろんな住民参加、ステークホルダー協議終わった後に出てきてもあまり意味がないというふうな点もあるかなというふうに思うんですね。

例えば国際影響評価学会なんかで議論されていたのは、ソーシャル・インパクト・マネジメント・プランというんですか、社会影響管理計画、それで全体としてエンゲージメントプランから始まって、事業をやって、その後、コミュニティにいろんな影響が、それはプラスの影響、マイナスの影響、いろんな影響が出て、それをちゃんとプロジェクトとしてマネジメントしていくという、全体のやっぱりプロジェクトのライフサイクルの中に、エンゲージメントプランというのは最初のところに位置づけられているというふうに考えて整理されていたと思うので、そういったところか

らも、エンゲージメントプランがちゃんと適切なタイミングでつくられていくような、具体的にそれはどういう仕組みかって今言われるとちょっと難しいんですけども、もし位置づけるのであれば、ほかのドキュメントと一緒にしてもいいとは思うんですけども、そういったタイミングをちゃんと考慮できるような位置づけ方というのが重要なというふうに思います。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

SEPを、世銀のものを参照して参加の質を高めていくってことについては、皆さん、恐らく考えが一致していて、ただ、これを独立した文書として作成するかどうかということについては、事務局のほうとしても検討していきますというふうな、そういった回答だったんですけども、この点についてご意見、ほかにありますでしょうか。

じゃ、お願いします。

○加藤 事務局の加藤です。

独立した文書という点については、JICAとしては非常に慎重に考えております。私どもの提案としては、本日の議論も踏まえましても、例えばこういったステークホルダーを関与させていくかという分析を早い段階で立てて、ステークホルダーとどのようなコミュニケーションをしていくかという方法論もその川上の段階で立案したり、ステークホルダー協議では記録をしっかりして分類の把握をすることなど、そういった重要な考慮すべき項目を項目立てとして列挙することで十分ではないかと考えております。そういった重要項目、質的に世銀で言っているSEPと同等の手当てができるような視点を重要な項目として列挙していくことで、そういった項目を考慮したステークホルダーとの対話、エンゲージメントをやっていくというのが適切なのではないかと考えています。独立の文書というのは、負担感もあり、プロジェクトの規模に応じて異なると思われ、一律の導入というのは非常に負担としては大きいと思っております。

○錦澤委員 じゃ、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺です。

恐らく独立じゃなかった場合に、このエンゲージメントプランが書かれる可能性が高いのがRAPのほうだと思うんですね。そのときに多分重要なのは、ステークホルダー協議で補償対象者以外を排除しないことと、それから、環境の問題についてもきちんと議論できるような場をつくるのが重要ななと思ってまして、その辺りがきちんと確認ができれば、多分独立じゃなくてもかなうような気はします。

○錦澤委員 ありがとうございます。

じゃ、石田委員。

○石田委員 石田です。

SEPを今またざっと項目だけ追ってみると、重要なのが6つほどあるように思うんです。その中で議論されていないのがステークホルダー・アイデンティフィケーションの次。ステークホルダー・アイデンティフィケーションの次に来るのが、ニーズはあるんですね。それぞれのステークホルダー、つまり、重要なステークホルダー、ビレジャーがA、B、Cとあれば、Aのビレジャーにとって重要なニーズは何なのか、Bは何なのか、ニーズを確認しなさいという項目があります。これも少し考えてみてもいいんじゃないかと思えます。今までほとんどあまり表には浮かび上がってこ

なかった項目だと思うので、彼らのニーズが分かれば、ステークホルダーミーティングの立て方の設計にも役立つでしょうし、フィードバックを聞いたときも、それをまたどう計画に反映していくかにも役立つと思います。

それから、ストラテジーは先ほど言った手法ですよ。

それと、リソースやマネジメントについても書きなさいというふうになっているので、むちゃな計画を立てても意味ないわけですから、調査団が持っている力と相手を持っている力で、どれだけリソースがあって、どっちがどうマネジメントを取るんだということをきちんと明文化しておくことで、いろんな誤解も避けられるのかなというふうには。

もちろんこれ、契約文書だと思うので、契約社会だから契約文書でこういうのをつくるんだというふうには私はまず最初理解しました。ただ、その契約文書の中でも、ニーズだとかリソースとかマネジメントをきちんと分けることによって、JICAが取っている方式においても、今まであまり表に浮かび上がってこなかった議論が、相手側とよりやりやすくなる場所も出てくるんじゃないかなというふうには感じています。

ですので、やっぱりこれは一度中身をもう少し詳細に検討していただいて、使えるものはどんどん使っていけばいかがでしょうかという提案です。

以上です。

○錦澤委員　じゃ、山岡委員。

○山岡委員　山岡です。

SEPで書かれている項目というのは、結構重要なことが書かれているなと思いますし、SEPの中にステークホルダー分析も含まれているというような、そういう位置づけですね。

要は、JICAのガイドラインを見ますと、ステークホルダー分析を踏まえて現地ホルダーとの協議を行うということで、ステークホルダー分析が出てくるのはフィージビリティ調査の実施くらいでしょうか。要は、ステークホルダー分析はこういうふうにしかなかったら、少なくともステークホルダー分析で何のアウトプットが出てくるのかぐらいは、やはりガイドラインの中に記載されてはいるでしょうか。少なくとも、先ほど申し上げましたように、ステークホルダー分析によって具体的な現地ステークホルダーあるいはステークホルダーを特定するというのが1番の目的だと思います。

その次に、やはり冒頭に申しましたように、コミュニケーションの方法というのは、これ、多分ステークホルダーごと、あるいはステークホルダーのレベルに応じて、情報公開とコミュニケーションの方法が重要だと思うんですね。ちょっと繰り返しになりますけれども、やはり社会的弱者の方というのはなかなか情報を得ることが難しいですし、コミュニケーションも自ら積極的にするっていうのは難しいので、かなりステークホルダーごとに何らかの方法を、コミュニケーションの方法を定めていく。ガイドラインですから、詳細なことは要らないと思うんですけども、少なくともステークホルダー分析の中身はもうちょっと詳細に書かれてもいいのではないのかなというふうには思います。

以上です。

○錦澤委員　そうしましたら、次の論点がステークホルダー分析、5.3ですね、になっていますので、そちらのほう、一旦ご説明いただいて、そこからまたちょっとステークホルダー分析について

のディスカッション……

○田辺委員 これのまとめ……

○錦澤委員 ああ、そうですね。失礼しました。

そしたら、5.2のまとめをお願いできますでしょうか。

○小島 審査部の小島です。

逆に質問なんですけれども、グリーンバンスメカニズムの話がさっき出ていた中で今のガイドラインでも住民移転について設置するというような書き方がされています。私が見ていても、途上国によっては、住民移転を行う事業に対してきちんとグリーンバンスメカニズムを設置して、機能している国もあります。

他方で、苦情処理というのは、誰が処理するのが一番良いのかっていうのの悩みが私の中ずっとありまして、仮に住民の皆さんが政府のことを全く信用していない場合は、政府に駆け込んで自分身の危なくなるだけというようなケースもあったり、逆に、日本のゼネコンさんが作ってくれているんだったら日本のゼネコンさんに行ったほうが何とかなるかもしれないというような思いがあったり、いっそのこと中央政府に言おうか、あるいは東京に言おうかというような、いろんなルートがあり得ると思います。

次回のワーキンググループの議論をちょっと先取りすることになるんですけれども、労働においては、途上国政府に設置するというような書き方になっていて、果たしてグリーンバンスメカニズムっていうのはどういうふうに誰が設置するのが、日本のケースでもいいんですけれども、適切と考えられているのかっていうところで、皆さんからちょっとお考えを頂ければなというところです。

○錦澤委員 今の点について、ご意見いかがでしょうか。

じゃ、作本委員、お願いします。

○作本委員 今のお話、ごもっともだと思います。私もここで考えなきゃいけないのは、今ここで大きな手法としては、ステークホルダーミーティング、これに伴う分析手法でね、あともう一つが苦情処理というさっきのメカニズム、あともう一つが異議申立て、3本出てきました。

山岡委員から、苦情処理の範囲が狭いんじゃないかとか、そういうこと見る場合に、先ほどの、例えば引き算でいきますと、異議申立ては、やはりこれはガイドラインに遵守しているかどうかという引き算で、もうここは仮にこれ以上拡張できないんだったらば除くとすると、あと、ステークホルダーミーティングと苦情処理のシステム、グリーンバンスシステム、この二つの位置づけをどうやって考えるのかと。被害影響を受ける人をどう考えるのか。先ほど村山委員がおっしゃったような、軽い苦情を持っている人をどう受け入れるのかと。あるいは、意味のあるコミュニケーション、どうするのかということで、やはり個別に捉えるんじゃなくて、もう一つ、ステークホルダーミーティングと苦情処理を同時並行というか、横列に並ぶかわかりませんが、何かそれぞれの意義を発展させるような方向で位置づけて、分析手法は、そうすると恐らくそこで一定の見当もつくんじゃないかと思うんで、そこら辺までもできればガイドラインに言及するような形で、ほのめかすでも構いませんけれども、していただけると、先の方が少し広がるんじゃないかなという気がします。

以上です。

○山岡委員 山岡です。

小島さんおっしゃることはそのとおりだと思います。ただ、これ、ガイドラインに対してということでは、私が申し上げたのは、対象範囲が非自発的住民移転にほぼ限定されるような書き方なんで、これはもうちょっと広げたほうがいいんじゃないでしょうかという点と、あと、やはりできるだけ計画段階で、早い段階で苦情処理メカニズムを確立するというようなことになろうかなと思うんですが、ガイドラインには、少なくとも最低限のことは定義するという位置づけで、先ほどおっしゃった、プロジェクトとか国によって誰に苦情を申し立てたらいいかというの、これは多分プロジェクトごとで相当変わるので、そこまではガイドラインに書く必要はないのではないのかなというふうに思います。

以上ですが。

○錦澤委員 村山委員、お願いします。

○村山委員 苦情処理については、私も小島課長の懸念は共有できる場所があって、特に個別プロジェクトのワーキングで、RAPに出てくる苦情処理、非常に粗雑に書いてあって、どのようなメカニズムを示すダイヤグラムも出てこないこともあったりするので、その辺りはチェックしようとしているんですけども、少なくとも被影響住民の立場を代表するような人が入っていないと成立しない。もう少し広く言うと第三者と言ってもいいかもしれませんが、そういう立場の人が入っていないと、多分メカニズムとしては成立しないだろうなと思っています。

ただ、それがコミュニティのリーダーでいいのか、あるいはもっと違う立場なのかっていうのは、少しわからないですけども、ケースによってはそういったリーダーも入っていなかったりというのがあったような気もするし、何かその辺りは、個別事例についてはチェックしていく必要があるような気はします。ただし、ガイドラインでそこをどう表現するかは非常に難しい気がしますね。

○錦澤委員 そのほか、いかがでしょうか、今の点について。

○田辺委員 ちょっとすみません、田辺です。

現地の苦情処理なんですけれども、結構多いのは行政機関の上司みたいな位置づけだったり、その行政機関とは別の行政機関が担当したりするケースで、大体ほとんど身内に申し立てるところが多いと思うんですけども、結構それが制度化されちゃっている国もあれば、開発事業ごとに何か特殊なものをつくるっていう場合もあると思うんですけども、恐らく本来あるべき、我々がこうあるべきだと思う第三者的な形態でない国がほとんどというのが現状で、ガイドラインで縛るといのが非常に難しい現実はあるのかなというふうには感じています。

なので、こういう第三者が審査するのが望ましい、入ることが望ましいってような書き方はできるのかなという気はしますが、ガイドラインの中で。

○錦澤委員 そうですね、第三者的な立場の人を入れると。

じゃ、お願いします。

○小島 審査部の小島です。

皆さんのお話聞きながら何となく思ったのは、仮にとある事業において工事が始まった後に何か問題があったとなると、多分その問題の種類によって、受けるべき人たち、期間というのはいろいろあるのかなと。だから、例えば工事しているのはいいけれども、ちょっと工事の機材がはみ出て被害を受けているというような苦情であれば、工事の主体者にまずは申し入れるとか、あるいは、説明聞いていないのに工事が始まっちゃって、一体これは何なんだっていうと、多分、地方、公の

機関に近かったりするのかなとかというような、いろんなことが考えられるんですけど。

多分、地元の人たちからすると、今みたいな、私が申し上げた区別はつかない可能性があって、そうなったときにどこに連絡すればいいのかっていうのがポイントになるのかなと思います。それを受け取った人が、そのトラブルの性質を踏まえて、正しいところに連絡してくれるというのが理想的なんですけれども、そういうことをするのが途上国において1番難しいのかなとは思っていますので、グリーンバンスメカニズムについては、ちょっとここでなかなか結論は出ないんですけども、あるべき姿というのは共有しつつ、プロジェクトごと、あるいは国の事情ごとに考えていかざるを得ないのかなというのが、何となく皆さんから受け取った感触でございます。

○錦澤委員 それでは、苦情メカニズム以外の部分での5.2のポイントについて、お願いします。

○小島 改めて、審査部の小島です。

5.3のステークホルダー分析のと多分もう重複しているんですけども、出てきた議論としては、現行のガイドラインにおいて、ステークホルダー分析、あるいは協議、あるいは意味ある参加の仕方は書いてあるんですけども、もう少し体系的に書いたほうがいいんじゃないかというようなご意見が幾つかありました。

ESSの中で言及あるSEPについても、別文書にするかどうかは別として、その中で含まれている重要なエッセンスは参照してもいいんじゃないかというような話がありました。特にステークホルダーエンゲージメントのところについては、EIAの最終段階で記載が出るというよりは、早い段階で決めて助言委員会、早い段階で皆さんから助言を得るとというのが、あるいは公表するというのが望ましいことなのかなというようなご意見も出たと思います。

グリーンバンスについては、さっき私申し上げたとおり、どのような形がいいのかは、国やプロジェクトの状況によっていろいろあるけれども、意味ある苦情が適切に処理されるようなメカニズムをつくるのが重要というようなメッセージを皆さんから受け取りました。

以上でどうでしょう。

○錦澤委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後の5.3のステークホルダー分析のほう、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○加藤 事務局の加藤です。

論点5.3、ステークホルダー分析の説明です。論点5.3は「ステークホルダー分析の実施」ということで、問い立てとしては、「その分析を実施する際の留意点」としており、皆様の知見を頂ければと思っております。

ステークホルダー分析、55番、57番、58番では、分析についてもプロジェクト対象となる協力事業のレベル感に応じていろいろなレベル感があり、それに依ってステークホルダーに含める範囲や特定の仕方、またコミュニケーションの方法等もいろいろ変化するというご指摘を頂いています。

また、ステークホルダー分析の方法論について58番、59番、61番、69番といったところで挙げていただいております。やるべき手法として、フォーカスグループや個別協議の場合、そういった絞り込み方のご指摘を頂いております。JICAのレビュー調査でも幅広くこれまでのステークホルダー分析のやり方をレビューしています。その傾向は60番、61番で書いているところですけども、ステークホルダー分析におけるステークホルダーの特定の仕方を、様々な方法で、例えばマトリクス

を用いたり、ダイアグラムを用いたり、冒頭の最初の段階でのブレインストーミングでステークホルダーを特定したりといった方法をもって行っているというところでもあります。、分析の範囲を見極めながら、そこで合理的な範囲でステークホルダーを絞り込んでいくということが重要だと認識をしております。

最後、70番、71番といったところで特に分析の中で社会的弱者の特定の仕方とか、どこまで範囲に含めていくかというところもしっかり分析をすることが必要だということをご指摘を頂いております。

事務局からは以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの説明に対する意見、コメントをお願いいたします。田辺委員、お願いします。

○田辺委員 50番の村山委員への回答なのですが、若干私もステークホルダーという言葉がいろんな表現で出てくるのは気になってはいるのですが、現地ステークホルダーというのが当該国や当該地域だけを限定するような定義をさせてしまうと、逆に越境的影響とか地球環境的な影響もある場合に排除されてしまわないようにするということが重要なな思っていて、むしろわかりやすいように現地ステークホルダーという言葉はJICAさんのガイドラインのほうで使っているのですが、むしろあまりそこは例示するのはあるとしても、ステークホルダーを分類するようなものはないほうがいいのかという気はしています。

○錦澤委員 ここは用語をもう1回整理するというようなことでよろしいでしょうか。

○加藤 事務局の加藤です。

用語の整理というお話がありましたけれども、世銀のESFのところでも同様の書き方としてproject-affected partiesとother interested partiesというような分け方にしております。田辺委員のおっしゃる点についてproject-affectedと書けば越境的な影響を受ける方々も対象になると思いますので、そういった形で配慮が必要かと思っておりますけれども、こういった分け方でproject-affected partiesとother interested partiesを区別して理解するというところは重要であると事務局としては思っております。

○錦澤委員 ありがとうございます。その点に関して、お願いします。

○石田委員 石田です。

その点に関して、例えば技プロなんかだと直接的、間接的という言い方をされますよね。あちらは受益者が決まっているので、直接的なターゲットを決めるために直接的受益者、あるいは間接的受益者ということで分けているので、それはジオグラフィックの範囲というか、物理的な範囲は直接には関係してこないというやり方なので、今おっしゃられた世銀のようなaffected partiesとotherと分けるというやり方もありますし、直接利益に影響を受ける人たちと間接的な影響を受ける人たちというやり方もあると思うので、JICAさんがおっしゃられるように、よりガイドラインを読む側がステークホルダーを分ける意味がわかるように世銀のやり方、世銀の文章、世銀の運営を使うなり、技プロなんかで使われている表現を使うなりで、日本語として採用されることがよりわかりやすくなるんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○田辺委員 田辺です。

JICAのガイドラインの場合は結構最初のほうのステークホルダーというのは、むしろ日本の市民も含んでいる、納税者も含んでいるような解釈でステークホルダーというのが使われているので、間接的という言葉が適切ではないかなと思っています。

○村山委員 村山です。

ある意味で、世銀の分け方も同じ形で、影響を受けるかそれ以外かという、それ以外には結構幅広いイメージがあるような気がするので、影響の直接、間接とは少し違うような気がします。つまり、プロジェクトに関心を持っていればステークホルダーだと。

○石田委員 ただ、これ非常にクラシックな分け方ですけれども、その場合も例えば受益者とか協力者とかお金を出す人たちとか財政支援だとか決定者だとか、いろいろ分け方があるわけなんです。だから、そういう分け方を組み込めば、よりはっきりするかもしれないです。

○錦澤委員 恐らく大事なのは、ステークホルダーで排除されるステークホルダーがいなくするというのが大事で、そういう観点で言うと、世銀の二つの定義というので排除されるようなステークホルダーって恐らくないはずなのでいいのかなというふうに思うんですけれども。

いかがでしょう、そのほかご意見ありましたら。

○石田委員 ということであれば、定義はそれで、あとは実際にaffected partiesが正確に割り出せるかという、実際の調査なり手法なり体制の問題になってくるということですね。理解しました。

○錦澤委員 ほかはいかがでしょうか。

○村山委員 田辺委員の問題提起は私も賛成するところですが、今のガイドラインの2.4では現地ステークホルダーとの協議という項目があって、現地ステークホルダーについてはより手厚い協議、コンサルテーションするようになっているわけです。

これをどこまで現地にするのかというのは結構、実際の対応ではそれなりに重い話かなと思いますので、影響住民という形にするのがいいと思うんですけれども、どこまで広げるかというのはかなりしっかりと議論したほうがいい気がします。

○山岡委員 山岡です。

いろんなところで現地ステークホルダーというのが出てくるんですが、2.1の情報の公開のところでも6番あるいは7番で現地ステークホルダーが出てくるんですが、この場合の情報が公開提供されるよう相手国等に対して積極的に働きかける。要は現地だけのステークホルダーを対象にしていますよ、それ以外のステークホルダーにはあまり積極的ではないと読めるんですが、例えばここはやはり現地だけじゃなくてステークホルダーのほうが適切なのではないのかなというふうに思いますし、7番目も協議は現地ステークホルダーが対象になるのかもしれませんが、ち私もコメントでは書いたんですけれども、現地とステークホルダーの使い分け、これはやっぱりちょっと直したほうがいいのではないのかなと。

さらに戻りますと、定義のところでも定義されていますよね。ステークホルダーは現地ステークホルダーを含んだ協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体という定義で、単に関心を持っている人は駄目なのかとかいうふうにも取れますから、もうちょっとこの表現を見直してもいいのではないのかなというふうには思います。

○錦澤委員 ここは今のガイドラインで現地ステークホルダーと使われているわけですが、

これは先ほど世銀の定義、affected peopleと、それからother interested people、この二つの意味合いで現地ステークホルダーが使われているという、そういう理解ではちょっと違うんでしょうか。やっぱりaffected peopleを想定して。

○加藤 事務局の加藤ですが、ガイドライン1.3「定義」の12番のところで「現地ステークホルダー」として書いてあるところには、そこに現地で活動しているNGOというのも記載があるという点で、若干こちらのほうがaffected peopleにother interested peopleの一部を含んだより広い定義かなと思います。

○錦澤委員 ごめんなさい、今言っていたのは、どこに。

○加藤 2ページの12番です。

○錦澤委員 そうするとそうですね、明確に使い分けをしているわけですね。

山岡委員が先ほどおっしゃったのは、現地ステークホルダーというふうな表現をしているのを一部ステークホルダーというふうに変えたほうがいいのではないかという。

○山岡委員 情報の公開、2.1のところで5番、6番で情報提供という項目があるんですが、5番のところは第三者という言葉も出てくるんですね。第三者も多分ステークホルダーに含まれるのかなという感じがしますが、情報公開はやはりここで言うステークホルダーが対象でしょうし、現地ステークホルダーにはより詳細な情報を提供するのかもしれませんが、ちょっと読みにくい感じはします。

○加藤 事務局加藤です。ガイドライン2.1「情報公開」の5番でJICAとして情報公開に関するスタンスを述べており、広くステークホルダー全体に対して情報提供を発信をする姿勢が示されています。一方で6番では相手国等に対して情報公開を働きかける旨が記載されています。相手国等というのは定義が借入人等や実施機関ということですが、彼らに情報公開をするように働きかける範囲というところは、JICAの対応する幅広い範囲よりも限定的でなるのは致し方ないところかなと思っております。

○山岡委員 5番目の第三者というのはステークホルダーではないんですか。

○加藤 ステークホルダーに含まれると思います。

○作本委員 作本ですが、この助言委員会で意見を出す、これもいわゆるステークホルダーに入るわけですか、知見を持っているとかそういうことで。そうすると、例えば21ページの4番に出てくるような現地のという、現地を除いた場合のステークホルダー参加、協議するということに例えば読めるのかなという。

用語定義に係るところで、明らかに狭間に入るところは現地NGO以外の人たちがどっちに入るのかということになってくると、やはり例えば田辺さんのようなNGOの方がどこで排除される結果になっちゃうかなということを今、心配しているんですが、そうすると、やはり情報公開で情報はもらえるけれども、多分日本のNGOです。だけれども、それ以外のところではこの助言委員会に入るしかないというふうに、これだと読めちゃうんです。あとは現地NGOだけが手続に乗って全部参加できるというふうに逆読みできちゃうんですけれども、そうするとやはり日本のNGOの方たち、日本とは限りませんが、そういう人たちの参加、あるいは意見を述べる機会が減らされちゃうんじゃないかなという、山岡委員の考えを参考にちょっと感じましたけれども。

○加藤 事務局の加藤です。これまでのプラクティスとしてはそういった区別はなく、ご指摘があ

れば助言委員会の場でなくとも、それについてお話を伺ってプロジェクトの担当部署が必要なアクションを取るという形にしているの、特段範囲を減じている、排除しているという状況はないと思っております。

ガイドライン21ページ、「モニタリング」の4番において、ステークホルダーという書き方ではないですけれども、第三者等から環境社会配慮が十分ではないとの具体的な指摘があった場合はどのようなアクションを取るかというような記載をしておりますし、それ以外の場所でも幾つか同様の記載をしております。14ページの3.1.1. 「モニタリング及びモニタリング結果の確認」のところでも同じような記載をしております。例えば、3番でも第三者等から環境社会配慮が十分ではないとの具体的な指摘があった場合にはどのように対応するかといったことを記載しております。

○山岡委員 1.10のところで、この助言委員会は第三者的な機関として常設すると書いてあるんですが、ここは第三者的な機関ということで、多分これ以降の第三者というのは助言委員会も含まれたステークホルダーというような、そういう定義になるんでしょうね。

○加藤 そうですね、その明確な区別はございませんけれども、広く含まれていると考えてよいと思います。また、JICAの環境社会配慮の支援と確認に関する助言という形で、明確に助言委員会はその他のステークホルダーの対応とは一線を画して位置づけられているということであると思います。

○山岡委員 運用上は問題ないのかもしれませんが、やはり現地ステークホルダーとステークホルダー、第三者というのがちょっとはつきりしないので、もうちょっとわかりやすく書いていただいたほうがいいのかと私は思いますけれども。

○石田委員 世銀のSEPの定義をよく読んでみると、これはやっぱりかなりよく、プロジェクトとそれ以外の人たちをきちんと分けて書いてあるので、かなり参考にできるんじゃないかと思うんです。現地という日本語を与えられると、それは現地ってどの範囲までなのと考えてしまって、その都度定義を与えなきゃいけないようなことにもなるんじゃないかと思うので、それはそれでいいと思うんですが、世銀のように実際にaffected partiesとother interested partiesを分けてaffected partiesはダイレクトリーにポジティブなりネガティブに影響を受ける人たちと書いて、これは非常にすっきりしている、プロジェクトの影響を直接受ける人たちで、other interested partiesはダイレクトリーに影響を受けないんだけど、いわゆるインダイレクトなんだけれども、行政であれば許認可を出したりする意味で関係している。関連している人たちという意味でother interested partiesをまず出していて、それが恐らく現地ステークホルダーの中に入ると思うんですよね。郡なら郡、県なら県、町なら町の行政官だとか、そこにいるNGOというのは。

それともう一つ、モアオーバーとしてcivil societyだとかほかのNGOだとかはインデプス・ナレッジ、深い知識を持っているのでプロジェクトに関わることができる。そうすると、私たちもひょっとしたら助言委員会というのもモアオーバー、つまりそれよりも外側にいるんだけど、知識、経験でもって助言をしたり関わることができるという意味があるのかなと考えると、世銀の場合、二つ分けているけれども実際は3つに分けている。この考え方だとすごくすっきりしていると思うので、皆様のご意見を聞いていると世銀の考え方、いいなと私は今、思いました。

以上です。

現地という思い浮かべるイメージが小さかったり広がったりいろいろあるというふうなイメー

ジを持ってしまいますね。

○錦澤委員 木口委員、お願いします。

○木口委員 木口です。

今の件に関連してなんですが、一応今までウオッチ・ドック的にJICAのプロジェクトを見ていた立場としては、これまで特段このカテゴリで不備はないと感じているんですが。というのは先ほどご説明があったように、ガイドライン2ページ目の12.で、現地ステークホルダーというのが定められているので。あともう一つ出てきている第三者というのは、例えば私たちのようなものではなくても、工事の不正があったと匿名の通報をする方とか、何か広いものを含んでいるのかなという理解でいるので、特段不便が今まで感じたことはないというのはお伝えしておきます。ただ、世銀の新しいカテゴリのほうの方がより明確になるということであれば、文言を誤解を与えないという意味で変えるということも検討に値すると思います。

○錦澤委員 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○村山委員 ガイドラインの改定ということがあるとすれば、その前の作業の段階として世銀の分け方、二つ、あるいは石田委員の言い方をすると3つかもしれませんけれども、それぞれのカテゴリでどういうコンサルテーション、エンゲージメントがあるかという、そういう表を1回作って、それをガイドラインに、ルール化して落とし込むということが必要だという気がします。

今のガイドラインでもそこはある程度はできていると思うんですが、私もコメントの54番に出したような形で、日本でやっているような書面で意見を受け付けてそれにコメントする、パブコメのようなことも考えられるような気がしますし、だからどういうステークホルダーがどういう権利とか、そういうものを持っているのかということも1度整理するのもありかなという気はします。

苦情処理については、ある意味、関心あるだけで苦情処理の対象になるというのはない気がします。やはり影響を受けている団体が苦情処理の対象だと思うんですけども。ただ一方で、情報は広く提供されるべきという気はします。

○錦澤委員 織田委員、林委員、何かありますでしょうか。

○織田委員 今の現地ステークホルダーの件は私自身も質問のナンバー47ですか、ちょっと書いてどうしたことだろうと思っていたので、興味深く聞いてはいたんですが、ちょっと音が途切れ途切れでよくわかりませんでした。すみません。

私は結構です。林委員、いらしたら。

○林委員 同じように、ちょっとこの議論だけ音が途切れ途切れであまりはっきり理解はしていないんですけども、石田委員がおっしゃっていた世銀の間接、直接的な、要するにもう少し意味が明確になるようなというのは参考になるのかなとは思いました。

以上です。

○錦澤委員 それから、そのほかでご意見等ありますでしょうか。

○石田委員 今の件以外ですか。

○錦澤委員 も含めてです。

○石田委員 石田です。

先ほどの論点2の5.2でも出たんですが、私、65番で書かせていただいたんですが、世銀のSEPの場合は3.3でマージナライズされたグループや脆弱なグループに対することも落とさないでねとい

うことを書いてあるんです。だから、特別枠でこうやって出しているということは、これも考慮に値するのではないかなというふうに思います。

具体的な今まで見てきた案件なんかの例で言えば、北インドのほうに道路を通そうとする、7つぐらいの州に道路を通そうとすると、例えばインパールみたいなところから山岳地帯まで含めて少数民族がいたり、それから川沿いのところに橋を架けようとするとなかなか川沿いに橋を架ける人たちのところに調査でなかなかアクセスしにくいんです、道路もなかったりすると。そうすると、そういう人たちがちょっと落とされている可能性もあるので、少なくとも調査を始める前にそういう人たちがいるというところを確認をして、その人たちの意見を聞くことも重要だなということは確認をしたうえで考えていくということもできるんじゃないかと思うんです。特別に脆弱なグループやマージナライズされたグループというところも一つ項目として挙げることも考えられるのではないかなというふうには思います。まずその点です。

○錦澤委員 木口委員、お願いします。

○木口委員 55番の田辺委員のご質問に対してのJICA側の回答なんですが、整理の方法は今後ステークホルダーの特定の分析の精度が変わり得ると考えられます。FAQを含め整理の方法は今後対応を検討して参りますとあるんですが、この整理された後のものを何か私たちが議論したりとか見る機会というのは、どういうタイミングであり得るのかなというのを伺いたいんですが。

○加藤 先ほどマージナライズされたステークホルダーについても、最初の分析のところで把握をするべきといったコメントも頂きましたけれども、そういったところをぜひ洗い出していただいて助言としていただけると、私どもとしてはそれも踏まえて、諮問委員会に向けてどういった対応があり得るかということを検討していくということになります。そして、そういった包括的検討で頂いた助言を踏まえたJICAとしての検討の結果は、諮問委員会への事務局からのご提案という形で出していくということになるかと思えます。

○作本委員 私もこのESSの中で3分類などを読んだの記憶しているんですけども、モアオーバーの以降のところ、その前の2分類とどういう関わり、さっき大きく直接間影響を受ける人と間接影響を受けるで分けていただいたんだけど、もし2分類の下にモアオーバーの第三者が入っちゃった場合には、interestedを利害関係というか興味持つかどうかで訳すかわかりませんが、結局何かしらの利害関係を持つ人だけに限られちゃうと。

そうすると、NGOのモアオーバーの2分類だった場合には、日本のNGOさんは排除される可能性があるわけで、興味のあるinterestedならいいけれども、利害関係のinterestedだったら排除される可能性が、起こり得ないと思うんだけど、そういう解釈の余地があるので、できれば2分類、直接、間接の2分類よりは3本立てとしたほうが、居場所としてはむしろ、そんな意見を申し上げるときにいいんじゃないかなという気はいたしました。モアオーバーがちょっと当時読んだときにどういう文脈だったか、確か読んだのは覚えているんですけども、記憶に浅いもので申しわけありません。

○田辺委員 田辺です。

2番目というのは間接なんですか、それともother partiesなんですか。それが……

○加藤 今、二つのお話が少し混在していますけれども、世銀のESFにおきましては、project-affected partiesとother interested partiesの二つでありまして、特段間接というようなところの記述はありません。間接の話は先ほど技術協力の裨益者層の分析の文脈でお話を頂いたと思います。

○石田委員 今読んだばかりなので追加的に説明しますと、今、おっしゃっていただいたとおりで、それに追加的に書いてあって、例があるのが、other interested partiesというのは、例示として書いてあるのは直接影響を受けないんだけど、その人たちというのはプロジェクトの準備段階において何らかの役割を果たすことがあると。その例として政府による許認可というようなことが、またはコミュニティ全体というものもother interested partiesに入るといような例としては挙げてあります。

○作本委員 作本です。その意味合いで間接的な影響を受ける人たちが第2グループに入っているんじゃないでしょうかね。

○石田委員 例としては、may not be directly affected by the projectと書いてあるので、indirectじゃないかなと思ったんです。例としては、例えばlocal government officer、地域の役人の人たち、それからコミュニティのリーダー、それからあとはcivil society organization。

○作本委員 すみません、今の場合に日本にある、本拠地のあるNGOさんは何か意見を出せる立場にあるんですか。

○田辺委員 2番目に入っているという理解をしているんですけども。

○錦澤委員 これを見る限り2番目に入って、特に国とかそういうのは限定されていないですし。

○作本委員 されていない。interestedの、そっちの。

○錦澤委員 日本のNGOでも関心があって、こうするべきだという意見があれば含まれるという、そういう解釈でいいのではないかなと思います。

○作本委員 わかりました。

○石田委員 世銀の文脈にこだわってもあれですが、世銀自体これを見ると、モアオーバーのほうにNGOを入れています。

○作本委員 そうですか、そっち。

○石田委員 ただ、そこは日本側としてindirectに入れるということであれば、それでいいんじゃないかと思います。とにかく作本委員がおっしゃるのは、NGOの人たちが外れないようにすることがポイントですよ。それは理解しています。

市民社会が違うから、そう分けているんじゃないですか、きっと日本とは違うから。そういう分け方をしてNGOを外さないようにしているんじゃないかなというのが、一応私の個人的な理解ですけども。

○作本委員 途上国においてというか、東南アジア諸国ではNGOは登録しているところじゃなきゃいけないとか、いわゆる政府が影響を受けているNGOしか活動できないとか、EIAの審査にかかるNGOはそういう登録NGO、タイとかインドネシアではみんなそういう仕組みがありますよね。

ですから、そこでやっぱり当該国の法律に従っちゃうとNGOは物も言えなくなるということがありますので、そのあたりをやっぱり外国にあるNGO、政治的にすごく緊張している国もありますけれども、何かしら協力関係、連携を持てるような人、大事な役割を果たしていると思いますので、そういうつもりです。

○錦澤委員 そのほかはいかがでしょうか。

○小島 小島です。

質問させていただきたいんですけども、さっき加藤が申し上げたことなんですけれども、今の

ガイドラインの中で現地ステークホルダー、ステークホルダー、第三者という分類が仮にあったとして、考え方としては現地ステークホルダーに説明する、先方政府が環境社会配慮なりを説明する際には、現地ステークホルダーという言葉を使っています。それ以外、JICAのほうで情報公開などする場合は広く取っています。その背景としては、途上国政府にとっては直接影響を受ける現地ステークホルダーに説明するのは理解できるけれども、それ以外の人たちに何で説明せなあかんねんというような意識の方々がまだおられて、そこを避ける意味でもそういうふうになっているのかなという印象はあります。

私ちょっと伺いたかったのは、やっぱり私たち、ここにいるメンバーの中でも現地ステークホルダー、つまりproject-affected partiesの方々がまずはきちんと優先されて説明を受けて、影響について知らされて、意見を言う機会を与えられて、それ以外のこのガイドラインで言うステークホルダー、あるいはother interested partiesはそれにそこからちょっと優先度は下がるというような考え方自体はそれでいいんでしょうか、という点です。

○作本委員 作本ですけれども、今のを繰り返させて、当該国の借入れ国の判断によると、いわゆる現地NGOに限定しているというような立場を取っているところが多いはずですよ。それを場合によって我々のガイドラインが乗り越える可能性もあるから、逆に曖昧にしておいたほうがいいのかどうかというところがあるかわかりません。

○田辺委員 恐らく世銀の言うaffectedをすごく狭義で考えると、今の現地ステークホルダーよりもだいぶ狭まっちゃう可能性があって、それは避けたほうが良いと思うんですよ。だから、世銀が分け方をしているかもしれないけれども、実際の協議は別に影響を受けるかどうかに応じて、あなたは協議資格ありますよ、ないですよということは恐らく現実的にはしないはずなので、もし、affected、それ以外に分けるとしたら、affectedだけに何か優先権があるというものが、そういうことはあまり避けたほうが良いとは思っています。

○錦澤委員 私も同じ意見なんですけれども、この世銀のESS10ですか、ここもステークホルダーとしてこういう二つがありますというふうな整理はしていますけれども、affected partiesのほうにより深く説明しなさいとか、そこを第一義的にスコープにしてアクションを起こしなさいとか、多分そういうことは書かれていないと思うんです。

でするので、やや今のガイドライン、JICAのガイドラインですと、いわゆる現地ステークホルダーというところで協議をしてというふうなことになっていますので、例えば貴重な野鳥を保護したいみたいな、そういうNGOが意見を言いたいとかというふうな場合に、やや意見を言う機会が損なわれる可能性が、そういう危惧が出てくるので、今、田辺委員が言われたようなところで、二つステークホルダーがあって、それに対してやっぱりできる限り同等の機会なりを設けるといって、そういうスタンスのほうが良いのではないかなというふうには思っています。

この点いかがでしょうか、ほかの委員の方。

○村山委員 村山です。

二つのカテゴリーがあった場合に、両者とも同等な形で対応するというのは、それはそのほうが望ましいと思うんですが、一方で、書き方によって今言っている現地ステークホルダー以外の主体で協議したことで済まされるような、そういう事例がこれまでも少しあったような気がしていて、そうなるとうまくないように思います。

なので、影響を受けている人たちにはきちんとした手厚い協議はやはり必要ですが。それ以外の人たちが排除されるのはよくないと。そのあたりが上手く表現されるべきだと思います。

○錦澤委員 わかりました。ほかはいかがでしょうか。

○柴田委員 このガイドラインができたときと今とでだいぶ情報通信の環境って変わっていて、このガイドラインをつくる時に現地から東京にアクセスするとき、どうやってやったらいいんだとか、異議申立ての話と違いますけれども、料金が発生するときに、そのお金をどうやって送るんだみたいな話をしていたと思うんです。

その時代と比べるとだいぶ今変わっていて、一つはこういったODAの支援を受けるプロジェクトであれ、やっぱりプロジェクトのオーナーはプロジェクトから発生する影響に責任を持つべきで、その影響は別に現地ステークホルダーに限られず、地球環境問題を含めて世界中に影響はあり得るわけで、なので現地相手国政府は現地ステークホルダーだけをケアしていればいいというのは、その限定は外していいんじゃないかなというのがあります。

それと同時に、JICAが負う説明責任ってやっぱりプロジェクトオーナーが負う説明責任と違うので、プロジェクトオーナーが負うべき説明責任の中に今、現地ステークホルダーとして限定されているもの以外のステークホルダーも恐らく入ってくる、今の時代の理解は多分そうなんだと思います。

それと今、村山委員が指摘された優先度合いではないと思うんですけれども、ちゃんとケアするべきところがちゃんとケアされているというのは、まさに先ほどのEngagement Planとか、そういったEngagement Strategyみたいなところで確認していかないといけないのかなというふうに思いますので、そこをガイドラインの中で位置づけられるといいかなというふうに思います。

以上です。

○錦澤委員 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

○村山委員 村山です。

SEPの扱い、Stakeholder Engagement Planの扱いについては、加藤さんおっしゃったように実質的な対応で原則としてはいいと思うんですけれども、やはり1番気になるのは、環境レビューで協力準備調査としてJICAは関わっていない場合です。そのタイプはEIAも不十分だし、そこにやっぱりステークホルダー協議が書かれていなくて、こちらから請求してようやく出てくるようなプロジェクトがあるので、そういう場合はSEPをきちんと要求したほうがいいと思うんです。

そこだけはきちんと明記してもいいような気がするんですけれども、ほかについては、準備調査の段階で100%とは言えないまでも十分な形でやっているの、そこは実質世銀が要求している対応をするということでいいと思います。

○加藤 事務局の加藤です。

実際の状況、相手国との関係にもよりますけれども、ガイドラインにひとたびSEPの計画をつくと書いた瞬間に、相手国政府はそういう計画をつくる気はない場合に実質的に同等の内容を確保するという路線がなかなか難しくなって、そうするとガイドラインの不遵守ではないかと、計画がありませんねとなるのは得策ではないと考えております。今、村山委員がおっしゃられたポイントは、やはりガイドラインの中に例えばStakeholder Engagement Planの骨子となるところが書かれていて、JICAとしてはこういう骨子が含まれた対応を相手国側に求めていき、それに関する対応や

情報が何らかの形で相手国側から出てくる、というほうが現実的であると思っております。

○村山委員 村山です。

実質、情報としてそういうものが準備されればいいと思うんですけども、おっしゃるとおり明記してしまうと、それで事業の数が減るのも、それはそれで良くない。ただ、今でもやはり事例によってはステークホルダー協議と称して内容が非常に不十分な、かといって今の段階では追加的にやっていただくこともできないということがそれなりにある気がするので、その点はやはり改善したいと考えています。

○錦澤委員 ありがとうございます。そのほか、石田委員、お願いします。

○石田委員 石田です。

66番、67番で書かせていただいたことなんですが、助言委員会の中でも最近ぽつぽつ出てくるようになった、単に影響を受ける人たちや影響を受ける村の人たちを労働者としてだけ雇用するというようなことではなくて、もう少し積極的に生計に係る手段を提供していったって、訓練なり導入を事業を実施する側が提供していくということが少しずつ助言でも出てきているようなんです。そういう方向も少し考えていただけないかなと思いました。

このステークホルダー協議の関連においては、自分たちが実際に種をもらって植えていったりしたものをモニタリングする行為にも自分たちは参加していく。JICAさんの実際に技プロでも10年以上長くSEPをやられたじゃないですか、1番に村人を連れていったって商品価値をわからせて、帰ってきて畑で相談して、また新しいものを作っていく。マーケットを仕組んだ形で作るだけじゃなくて売る、販売する、利益を得る、それで計画を立てていくというサイクルを回しているの、そういう考えでステークホルダー協議を単にプロジェクトをつくるための協議で影響を受けるかどうか、受けた場合の保証がどうなるかということじゃなくて、彼ら自身がプロジェクトによって便益を得ていくための足掛かりとすると。そのために実施側は植林をしてあげたり、種を配布したり、肥料を配布したりするんでしょうけれども、その後をきちんと自分たちでも見ていくというところに、モニタリングに彼ら自身も参加していくと。

それはどこまでできるかわからないです。例えばダムを造ったときにダムの水量を測るのを見に行くというようなことはできないでしょうけれども、小規模な、最近あまりないですけども、昔こういう委員会で個別の案件で議論していると、小規模ダムの話がよく出て、だからネパールの山間部なんかでやるときには大きなダムが造られるわけですけども、そうじゃなくてもっと小規模なダムでいいんじゃないかという議論もさんざんしたと思うんです。小規模なダムであれば村人の人たちで行政官と一緒にモニタリングをしていったって、問題のところを少し一緒に話し合っていく、解決していくということもできるでしょうから、そういうところに村人を直接影響を受けた人たちを関与していったっていただくというのは開発の目的にそぐうことだと思うし、SDGsの到達の一つの例としても使っていけるんじゃないかと思うので、モニタリングに直接影響を受けた人たちや現地の人たちがより積極的に関与していくということも少し考えられないものかなと思いました。

これを、だからどこまでガイドラインに入れるかというのはまた少し十分に考えていただきたいと思っておりますけれども、とりあえず一つの提案として出させていただきました。

○錦澤委員 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。木口委員、お願いします。

○木口委員 木口です。

先ほどの村山委員のお話にもありました、私なんかはやるべきでない事業というのもちよっとあるのかなみたいなふうに思ってしまうところなんです、ただそうすると、ガバナンスの弱い国にJICAのような形で関わって、そこを社会面でもスキルアップしていくみたいな機会をその国が逸してしまうという可能性もあって、非常にあまり簡単に言えることではないなどは思っているんですけども、やはり大きなインフラ事業をやるに当たって必要な社会開発みたいなものも、多分ガイドラインの枠組みではないですが、一緒にやっていくような形にしないと、やはり経済発展優先で取り残される人が結局出るということを繰り返しているように見えるケースが非常にまだ残っていますので、その辺も含めて考えていただく時期にあるのかなというふうには思っております。ガイドラインからは外れているかと思いますが。

○錦澤委員 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

もしよろしいようでしたら、5.3の論点についてポイントを小島課長に。

○小島 そこだけ指名ですね。

5.3の議論は5.2の議論の延長として行われたものと思っています。ガイドラインの中でステークホルダーをどういうふうに見ていくかという書きぶりについてのところについて議論がありました。印象的であったのは、私の懸念でもあったんですけども、実際に悪影響を受ける人たちは、言葉難しいんですけども、優先という言葉もおかしいかもしれませんが、きちんと情報提供あるいはいろんな手当てがされるべきですというところ。それを文字としてどう書くかについてはまた考えないといけないと思います。

もう一つは、柴田委員最後のほうおっしゃった、情報通信はいろいろ発達している中で、ステークホルダーの範囲が広まっている中で、現地の政府あるいはJICA側がどのように説明責任を果たしていくかというところの考え方は整理が必要と思いました。これをガイドラインにどう書くかというところはあるんですけども、石田委員がおっしゃったような参加型の開発というのは当然ながら良い方法なので、促進すべきだということなのかなと思います。

ステークホルダーをどう分類していくかというところについては、今のJICAのやり方、現地それとステークホルダー、それと第三者にするのか、それとも世銀の新しいESSの書き方に準拠してやるのかというところは整理が必要かなというところでございます。それで大丈夫ですか。

○錦澤委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

よろしければ、あとはメールでやり取り、助言案を具体的にメールでやり取りすることになると思いますので、その際には補足すると思いますけれども。そうしましたら、これでお返しするというところでよろしいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

では、本日の議論を踏まえまして来週水曜日までに事務局で助言案をご提案をさせていただきまして、25日水曜日までに皆様のご意見を頂いて、主査のお手元で提出案を確定いただくという想定をしております。そして4月10日の全体会合という形になります。よろしく願いいたします。

○小島 小島です。

第6回のワーキンググループ、労働が中心になります。23日月曜日、開催されます。今のところ8人の委員の方に参加いただくというところになっています。今日の議論の続きの部分も大いにあります。あとは途上国政府とゼネコンさんの間の契約の話とかにも及ぶと思いますので、少々いろん

なことについて理解したうえで議論するのがよろしいかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私たちもできるだけ説明に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

以上です。

○加藤 それでは、本日はありがとうございました。引き続きよろしく願いします。

午後4時31分閉会